研究紀要　第９号　259－278頁　2001年３月
㈶とちぎ生涯学習文化財団　埋蔵文化財センター

［研究ノート］

多功南原遺跡出土の文字資料について

山口（やまぐち）　耕一（こういち）

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　SI-70出土の刻書のある紡錘車
Ⅲ　上三川町教育委員会調査44号竪穴住居跡出土の刻書のある紡錘車
Ⅳ　同　12号竪穴住居跡出土漆紙文書
Ⅴ　同　223号竪穴住居跡出土墨書土器
Ⅵ　おわりに

平成元年度から平成６年度の約５年間にわたる多功南原遺跡の調査で、220軒の竪穴住居跡、約120棟の掘立柱建物跡、55基の井戸跡が確認された。特に調査区の南西部の「コ」の字形に配置された９棟の大型掘立柱建物群とその中央部に位置する壁柱穴を持つ１辺８ｍ規模の大型竪穴住居跡（SI-68）の遺構群としての性格については、「実力的郷長の居宅」、「富豪層の居宅」、「郡司相当層の居宅」説など幾つかの説が類推されている。報告書では担当者の力量の不足から遺跡の性格を絞り込むことはかなわなかった。

この遺構群と他の地区の遺構、遺物等比較を行うことにより差異を明らかにすることは可能であるが、これらの考古学的な手法のみではこの大型遺構群の性格を明確にすることは不可能である。そこで、遺物の中でも文字の情報に視点をあてて当遺跡の性格について考えてみる。

Ⅰ　はじめに

多功南原遺跡からは、今回の調査だけでも約280点の墨書土器が出土している。このうち報告時には269点を図示している。また、昭和48～49年に行われた上三川町教育委員会による調査でも約28点の墨書土器が報告されている。この町教委の調査で出土した遺物について、当遺跡の今回の調査担当者として遺物を実見させていただいたが、その際未報告であった資料についても町教委のご厚意によりここでふれてみる。

Ⅱ　SI-70出土の刻書のある紡錘車

１．出土遺構と出土状況について

この紡錘車が出土したのは、埋蔵文化財センターの調査区の中でも大型掘立柱建物群の確認

された南東地区（調査時Ａ地区）に所在するSI-70で、この竪穴住居跡は「コ」の字に配列された大型掘立柱建物群の一角を構成するSB-69と一部重複している。このSB-69の柱を抜き取った後の掘形を、このSI-70の貼床が覆っているのが確認された。このことから新旧関係はSB-69が古くSI-70が新しいことが判明している。SB-69はほぼ同位置で同規模の建物の建て替えが確認されている。また、このSI-70の貼床の断面では幾度か貼床を補修していることも確認されている。このSI-70は東西5.6m、南北4.8～5.1m、床面積23.31㎡の規模で、壁の残存高は30～50㎝前後の竪穴住居跡である。紡錘車の出土した位置は、北壁の北西隅寄りの壁溝内から出土した。その出土状態は、溝の底面に密着した状態ではなく、紡錘車の平坦面が底面に対して斜めの状態で出土している。このことから木製（推定）の軸が存在した状態で遺棄ないし廃棄され、そのまま埋没したと考えられる。

この遺構からは体部外面に「千」の墨書の記された土師器坏、猿投黒笹90号窯併行期の灰釉陶器埦の破片、製塩土器と推定される外面に強い被熱受けた痕跡のある土師器片、静岡県湖西窯産の須恵器甕片、土器片を円形に打ち欠いた製品等が出土しており、それらの遺物の年代観より９世紀第３四半期頃と考えられる。また、この紡錘車は、SI-70の床面から出土しているため、ほかの遺物同様９世紀第３四半期のものと考えられる。

２．紡錘車の形と刻字

この紡錘車は黒色の変質蛇紋岩製で、断面の形状は三角形に近い浅い半円形である。おおよその大きさは直径47㎜、高さが15㎜である。片面はほぼ平坦、もう片面は浅い皿形に良く研磨されている。中央には軸を通すための小孔は芯より２㎜前後ずれて穿たれている。この孔の直径は約８㎜である。文字は平坦面と凸面の両面に行書体風に刻書されている。ここでは、紡錘車の使用時の主要面である平坦面をＡ面、もう片面をＢ面として述べていく。

３．Ａ（平坦）面の文字配置

Ａ面には四カ所の文字が記されている。各文字は外周方向を天、中央方向を地として刻字されている。中央の円孔を通る天地、左右の中心線を軸線とみると孔を中心にして天地左右の四カ所に配置されている。

この面で①の文字を最初の刻字として見てみると②から④までの文字の配置は、①－②間が80°、①－③が190°、①－④が285°である。各文字の中軸線は①がほぼ垂直で②・③が右傾している。このことから紡錘車を右回りに動かして刻字したものと考えられる。また、各文字の線の掘りの深さについても、①と②の上半までが深く③、④が浅い。さらに①を起点として②・③と書き進めるが、④の文字が②の反対側に配置しなければ正確な四等分の割付にはならず、④と①が近接しすぎていることからも刻字順序が推測される。

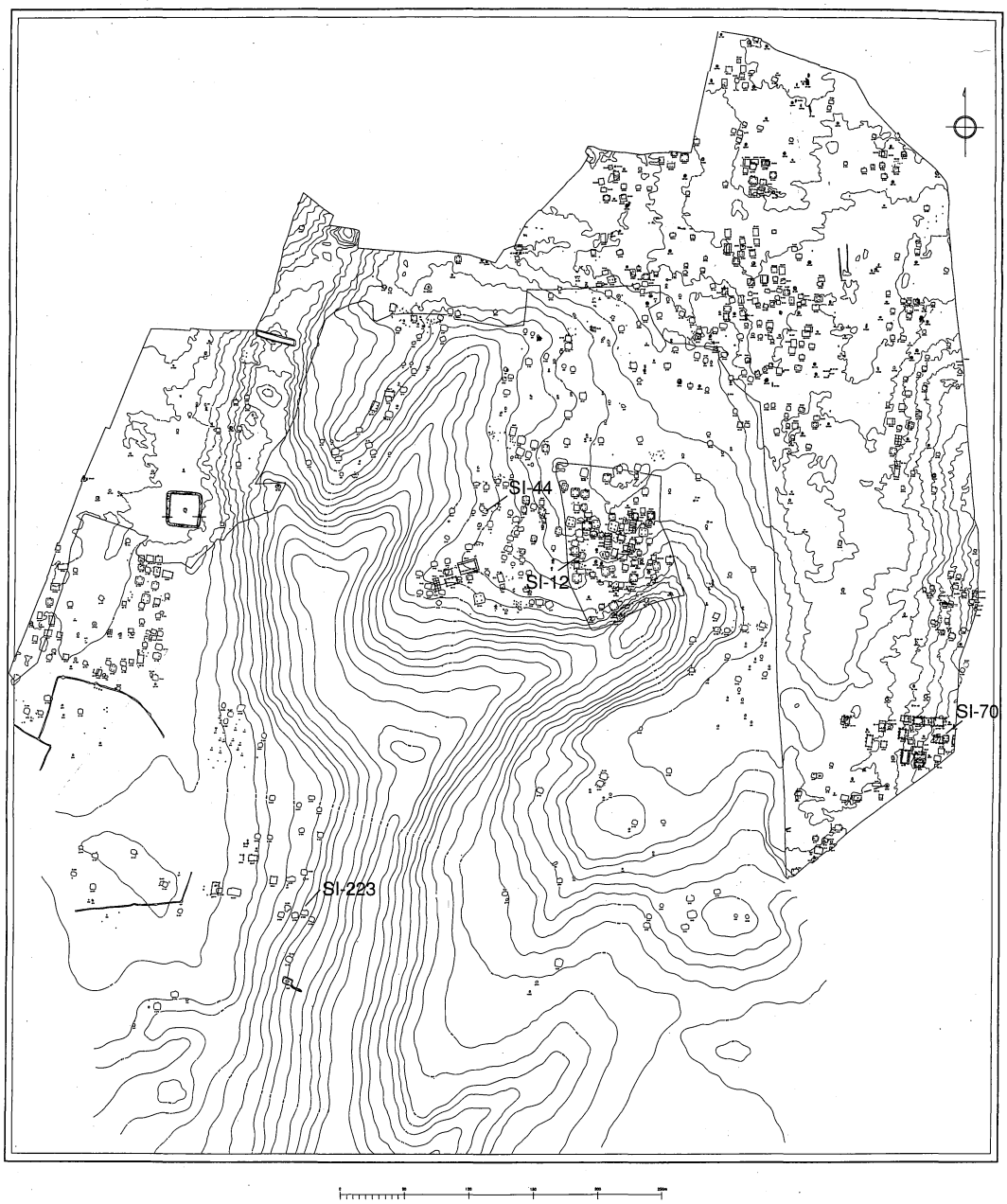

第１図　多功南原遺跡全体図

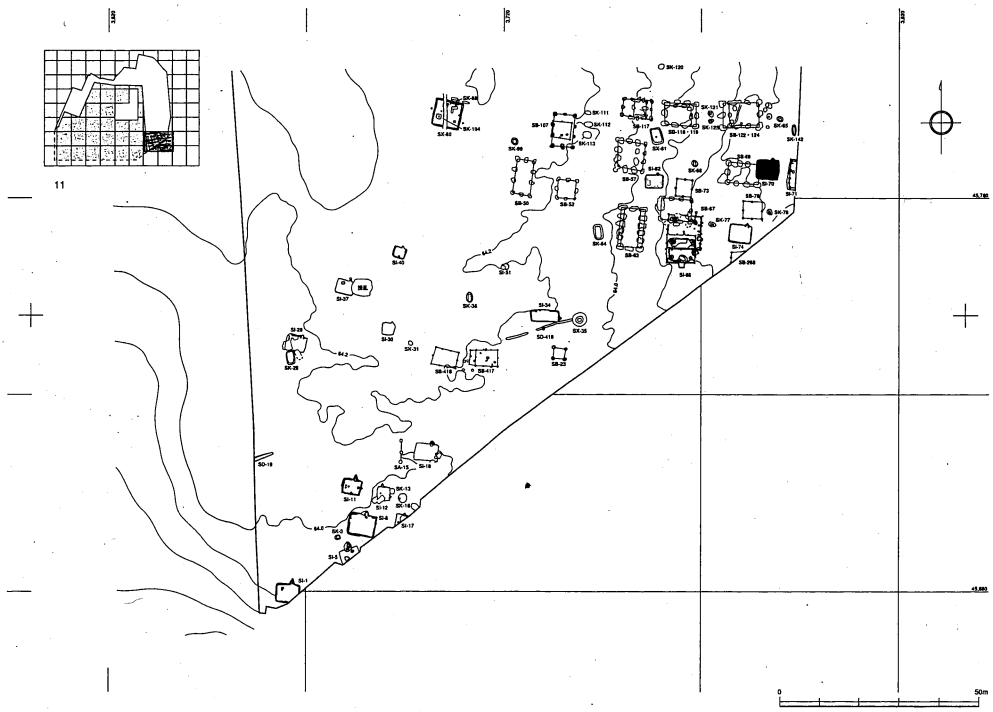

第２図　XI区遺構分布図

４．刻字

①「多心」

刻字された文字は行書風の文字であり、二字を割り付ける。一文字目の多は下字の「心」に比べてやや右寄りに位置する。多の上半「夕」の左右に短い点状の条痕が観察できるが、傷と考えられる。起筆は「夕」の最上段の横線を左から右に向けて長く書いていると推定され、横線が長いことから「刀」のようにも見える。線の彫りの状況は、多の右払い斜めの筆画が強い線である。３／６画目は点で記されている。心の文字は２画目を右に流すところと左上に撥ね上げるところで一端彫るの止め、跳ね上げ部を書き足し３・４画目に丁寧な点で彫り著している。

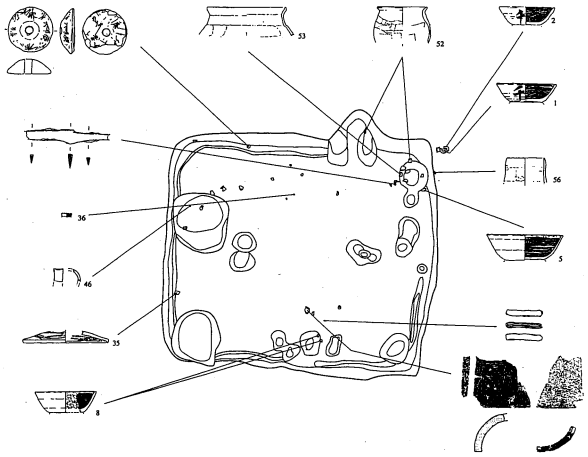

第３図　SI-70遺物出土状況図

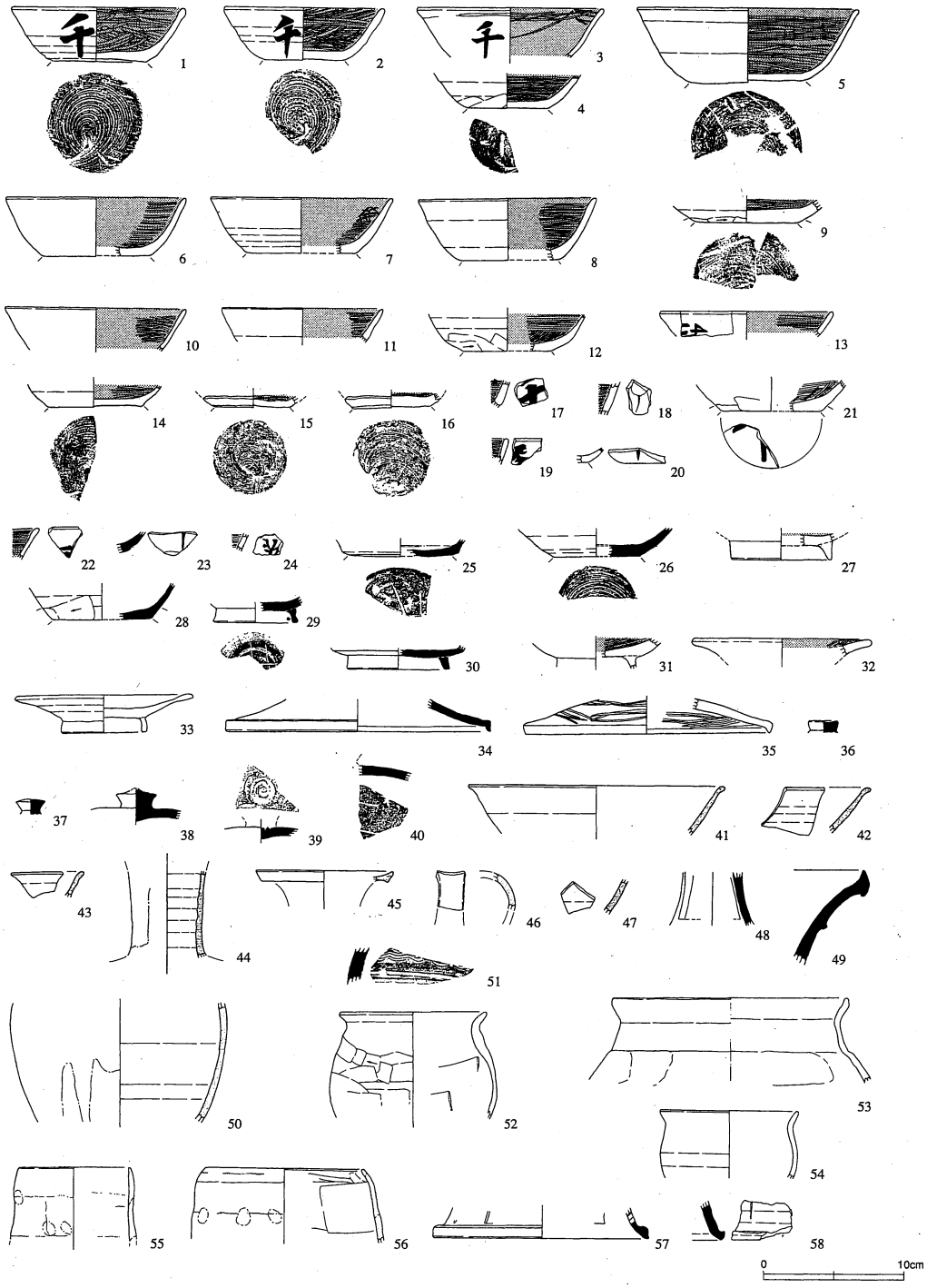

第４図　SI-70出土土器実測図

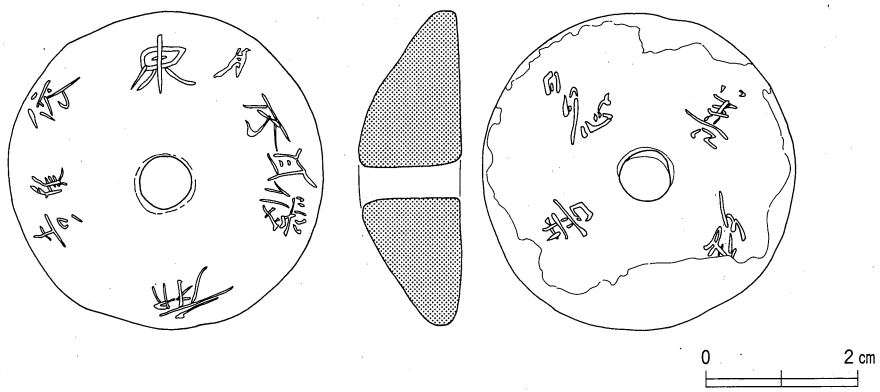

第５図　SI-70出土刻字のある紡錘車

②「菩」

横画はすべて水平に彫られておらず、文字の構えが定まっていない。草冠部の縦画２本は強く彫り込まれている。横画は右端の止めの状態から左から右に向けて彫り進んでいると見られる。「立」部分の一画目は記された痕跡が見られない。横画の２本とも線が細く水平方向のバランスが悪い。「口」部の２画目の横線も丁寧に彫り込まれていない。

③「経」

この文字は糸偏は完全に残存しているが旁部の一部が欠損している。残画から判断して経の異体「経」字が記されていると推測される。糸偏はやや左下がりに傾いている。８画目の斜め線が２本記されているようにも見える。また、旁部の縦画が強く彫り込まれている。最終画の止めは踏ん張るように力強く彫られている。

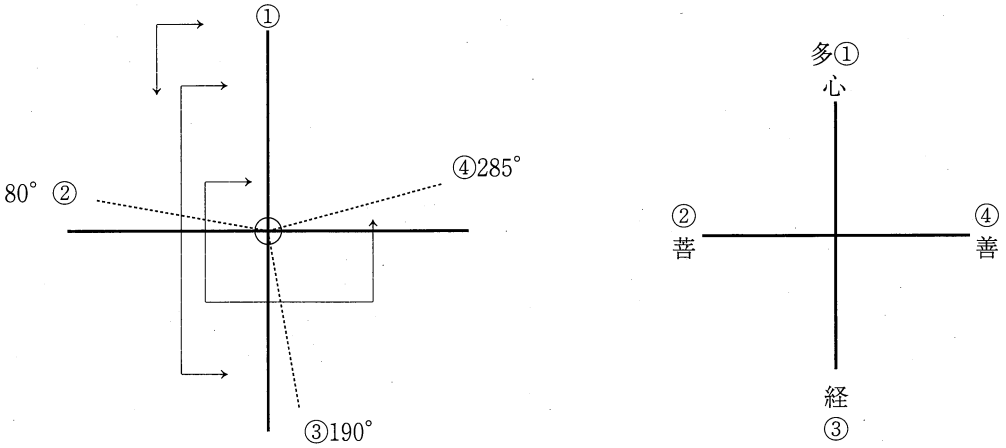

第６図　A（平坦）面の文字の配置と刻字

④「善」

「菩」の字の軸線上の対面に記されている文字であるが、頭が左に振れた状態で割り付けられている。中央の王画３本の横筆は三の字のように彫られている。また、この部分の縦画は太く強く彫られている。「口」部も縦画が強く彫られており、口部の上の横画は弱く細い線で彫られている。

５．Ｂ（凸）面の文字配置と刻字

①文字の配置

凸面には７文字が刻まれている。刻字の掘りの太さ、配置から第１文字目と考えられるのが「中」の文字と推測される。最初の４字は円をほぼ均等に四等分割にした位置に記されている。この４文字を記した間に⑮、⑥、⑦の文字を刻んだものと考えられる。天に①、左に②、地に③、④と続く。①から左回りでは④まで250°、右回りだと110°の配置となる。また、①と②の間に⑤、②の左側に⑥、④の左側には⑦の文字が配置されている。①～⑯の文字は、先に述べたように初めに①～④の文字が円をほぼ均等に四等分して配置された後に間を埋めるように①と②の間に⑤、②と③の間に⑥、①と⑭の間に⑦が配置されている。⑤・⑥以外の文字は同一の円の中にほぼ収まるように配置されているが、⑤・⑥は外周部寄りのずれた位置に配字されている。⑦は⑪と⑭の間の110°部分に横に間延びしたように刻字されている。

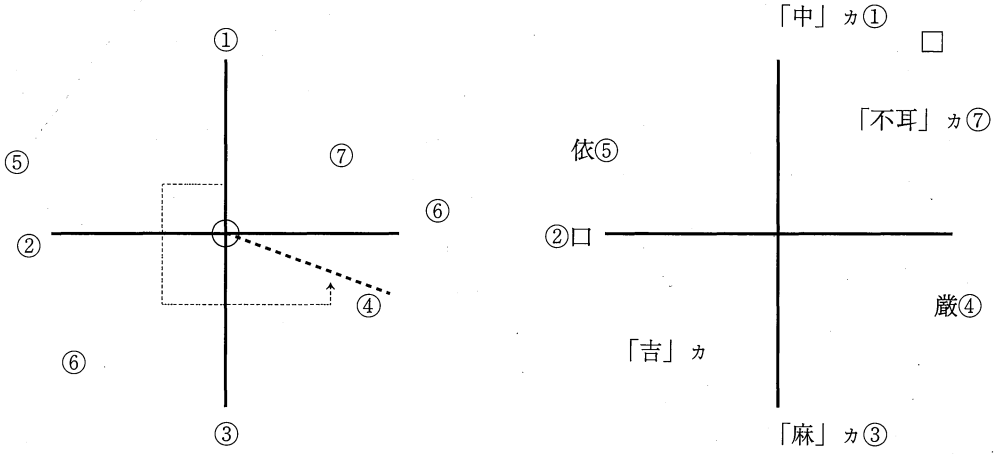

第７図　Ｂ（凸）面の文字の配置と刻字

６．刻字

①「□（中ヵ）」

凸面の初刻字としたこの文字は、彫りも他の文字に比べて一段と深く、一際目立つ文字である。刻線の順としては、最初に「口」部が記され、その後中央部縦画が刻まれている。また、口部の三画目の初筆部に付近に左に払われた刻線が２本観察できる。また、右側にも口部の中

央から右下方向に払われた線が見られる。これらの線の存在から当初、この文字は「東」・「束」の字の可能性を考えながら観察したが、中の上の横画が無く、左右の斜め下方に払われた線は別筆により追刻された可能性を考えてここでは「中」と釈読した。この追記された部分に関しては釈読できなかったが、「几」部か「瓜」部の文字の可能性も考えられる。

②「□」

「隹」（フルトリ）ないしは「生」のように見えるが判読不能。「作」のようにも見える。筆画の彫りは縦画が太く強く彫られている。

③「□」（麻あるいは看ヵ）

起筆の線刻は左斜め下に延びて、横画に流れる。二画目は浅く、右終筆を強く抑え止めて三画目を左下に彫り流している。構えの中の縦画の二条の線は深くしっかりと表現されているが、横画は浅く細く不鮮明である。右縦画の左右両側には点が置かれているので、「林」と推測される。この偏と構えから麻の文字と判読した。ただし、構えの林のところに観察できる横方向の浅い条痕を線刻の一部とするなら「看」の文字とも考えられる。

④「厳」

この文字は「厳」と考えることのできる文字である。１～７画までを縦画のみで表現している。10～17画目まではやはり縦画が強く彫られているが、横画の彫り込みがあまく浅いため明瞭でない。耳部分の形は⑦の耳部の字形に類似している。

⑤「依」

先に述べたが、文字のレイアウトとしては他の文字に比べて外側に外れて配置された文字である。旁部には疵と考えられる条線が重なっているため判読し難い。

⑥「□（吉ヵ）」

②の文字の右脇にやや大きく記されている。上半部の土部の彫り込みは明瞭である。下半部の口は左下が引っ張られたように延びたバランスの悪い彫り込みである。５～７画は浅い彫り込みであるが続けて彫り込まれている。

⑦「□□」

⑪の文字と④の間の配置が110°の開きがあるため２文字配置されたものと考えてみた。左側の文字は「不」あるいは「木」・「本」の可能性を考えた。右側の文字は「耳」の字形である。この２文字を偏と旁の一部考え、一文字とみると「相」の文字の可能性も考えられるが、横方向に間延びしておりバランスが悪く２文字と考えたい。耳字の３、４画目は短く点状に彫り込まれている。

以上のようにＡ（平坦）面には、「多心」「菩」「経」「善」の四文字が、Ｂ（凸）面には「中ヵ」「□」「麻」「厳」「依」「吉」「不耳」の七文字に相当する文字が刻字されている。

紡錘車に刻字される文字に関しては、近年高島英之氏が詳細にまとめている。氏は「刻書紡錘車の多くは、祭祀に関わるものであり、文字は何らかの祭祀に伴って記されたものであることはほぼ間違いないと言えるだろう」と言及している。この多功南原遺跡SI-70出土の刻書紡錘車についても同様のことが言えるのであろうか。この紡錘車に刻字されている文字から判断すると、一文字ずつ拾い読みしても吉祥文字（吉、善）と宗教色を感じさせる文字（菩、経）などがあり、2文字以上の（多心、不耳）などがみられることからも高島氏の説の裏付け的資料と判断されるが、この約11文字が多く記されている資料としては、「摩訶般若波羅蜜多心経」の経文に幾度か使われている文字とも考えられる。「多心経」は「摩訶般若波羅蜜多心経」の中の「多心経」に相当し、「麻あるいは看」とした文字のうち「看」をとり、「菩」を次の文字に配置すると「観自在菩薩」の「看」と「菩」に相当する。また、「菩」は「菩提薩埵」、「得阿耨多羅三藐三菩提」、「菩提僧莎訶」の文字に相当する。「依」の文字は「依般若波羅密多故」の中の「依」に相当する。また、推測の域を脱しえないが「隹」は「観」と「羅」の偏と旁に使用されている部首である。「不耳」の「不」も「色不異空」、「不生不滅」、「不垢不浄」のように幾度かこの経典の中で使用されている文字である。「耳」も「無眼耳鼻舌身意」の箇所に用いられている文字である。これも推測の域を脱しえないが一文字で判読して「相」と判読した場合「是諸法空相」の「相」に相当する。これらの文字から推測すると般若心経とは断定ができないが、いずれにしても仏教の経典から拾い出したような徳の高い文字が記されており、これらの文字を単に「吉祥句・吉祥文字」としての範疇に納めてしまって良いものか疑問が残ったため、改めてここで取り上げてみた次第である。

・A（平坦面）

①多	④	③	②	
心	善	経	菩	

・B（凸面）

中ヵ	依	口吉	麻	厳	不耳ヵ
①	⑤	②⑥	③	④	⑦

第8図　A（平坦面）とB（凸面）の文字配置

Ⅲ　上三川町教育委員会調査44号竪穴住居跡出土の刻書のある紡錘車

この石製紡錘車は、昭和48～49年にかけて上三川町教育委員会により調査された44号竪穴住居跡から出土した紡錘車である。この紡錘車に刻書があることは報告書には記載されていなかったが、報告書の巻頭カラー図版四の紡錘車の集合写真には文字のようなものが刻書されているのが写っており、町教育委員会のご厚意によりこれらの遺物を実見した際に津野　仁氏とともに発見した遺物である。また、この後述べる12号竪穴住居跡出土漆紙文書もこの時にその存在が判明したものである。

この44号竪穴住居跡は、多功南原遺跡の調査区でも中央部に位置し、掌を広げたように入り組む低地の間の舌状台地の縁辺部に所在する。この遺構の南約50mには三方向に庇が付き南側に孫庇の付く大型の掘立柱建物跡と２×５間の総柱で倉庫風の掘立柱建物跡が確認されている区域がある。また、この付近の46号竪穴住居跡からは、青銅製の火熨斗が出土している。

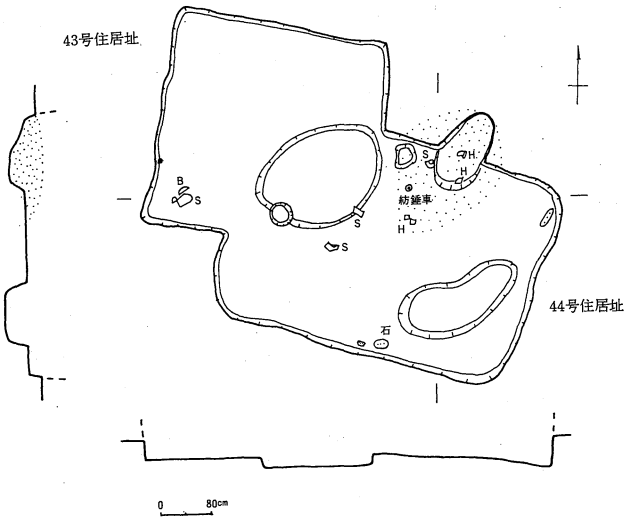

第９図　43号・44号竪穴住居跡実測図

この44号竪穴住居跡は43号竪穴住居跡と西壁が重複しており、調査の所見では44号が43号を切っているとされている。双方の竪穴住居跡とも遺物が数点出土しているが、いずれも出土層位が記されておらず、出土状況は明らかにできない。ただ、図示されている遺物から判断するとどちらの遺構ともそれほど時期差があるとは考えられない。紡錘車の出土した44号竪穴住居跡からは須恵器坏や土師器坏が出土しており、図示された須恵器坏は遺構平面図から判断して竈左袖付近から出土している遺物と考えられる。土師器坏は竈内に図示された遺物と考えられる。また、刻字のある紡錘車も竈の焚き口から南西に少々離れた位置の竈崩落の粘土範囲から出土したことが平面図に示されている。

これらの遺物と紡錘車が共伴するものと考えれば、この遺構の存続時期は８世紀後半～９世紀前半頃と考えられる。よってこの紡錘車も同様の時期のものと推測される。

この紡錘車は茶褐色で、石質は報告書の記載によると硬砂岩と記されている。断面の形状は高さの低い台形である。おおよその大きさは大径面の直径55㎜、刻書のある小径面の直径45㎜、高さが13㎜である。片面はほぼ平坦、もう片面は浅い皿形に良く研磨されている。中央には軸

を通すための小孔は芯より若干ずれて穿たれている。この孔の直径は約７㎜である。

１．文字の配置

文字は小径面に刻書されている。刻書されている文字は「大郷長」の３文字である。この３文字は縦方向に３文字ほぼ並んで記されているが、３文字とも紡錘車の径に沿うように若干ずれて配置されている。特に「大」の文字は内側にずれて刻書されている。

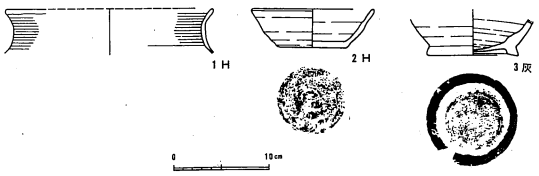

第10図　43号住居址出土土器の実測図

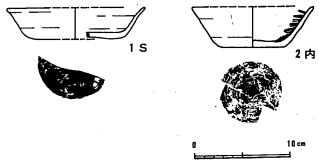

第11図　44号住居址出土土器の実測図

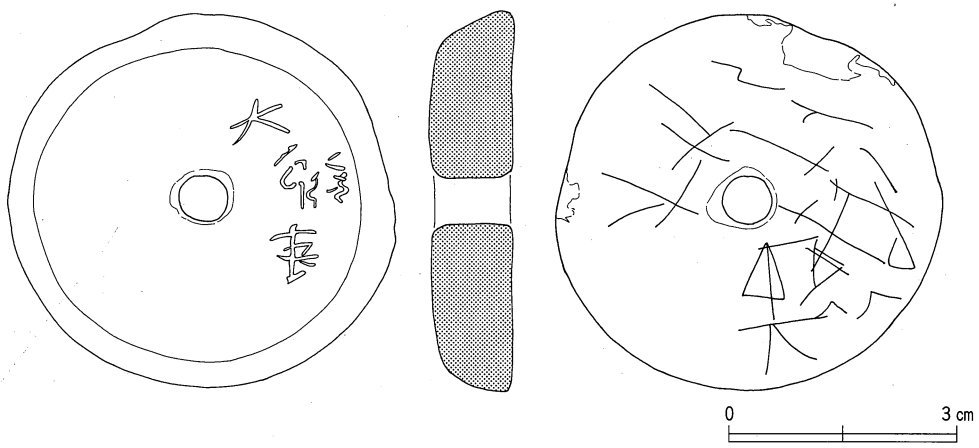

第12図　44号竪穴住居出土「大郷長」銘線刻紡錘車

２．刻字

「大」

「大」の文字は先に述べたように他の２文字と比較するとやや内側に配置されている。また、他の２文字と異なって刻線が太く、文字の形も横方向に伸びたようにみえる。一画目の横画は比較的強く刻字したためか線の上部の輪郭が剥離している。二画目の左下方に延びる線は幾度か書き直されたように、若干ずれた位置にもう一本の薄い刻字が見える。３画目は右下方に伸びる線であるが、この線も力強く刻線されている。この線の太さの違いや文字のレイアウトのズレからこの大と他の２文字とは別筆のように考えられる。ちなみに直接の関係は不明であるが、今回の調査ではこの竪穴住居跡からは北に175mのSI-520から４点の「大」の文字の記さ

れた墨書土器がまとまって出土している。この大の文字が記された須恵器坏は８世紀後半から９世紀初頭の頃の遺物と考えられ、この時期にこの多功南原遺跡の集落としての規模は最大になり、ムラとしてのピークを向かえる。

「郷」

「郷」の文字は非常に彫り込みが浅く、糸偏が非常に認識し難い。邑旁部も形が崩れているが、偏よりは認識しやすい。中央の「阝」は縦に刻線した下方を左に膨らみを持つように丸めて刻字している。

「長」

「長」の字は比較的刻線が深く彫り込まれている。一画目の横線は左右どちらかから彫り込んだのかは不明であるが、長く引かれており、その中心から縦画が下ろされている。この縦画が２画目か上から２本目の横画が２画目可は不明であるが、この上から２本目の線と３本目の線は続けて彫られたようにみられる。３本の横画を彫り込んだ後、縦画を中心に下ろし、払いと止めを続けて彫り込んだとも考えられる。この、一見「表」とも読みとれる字体に類似した「長」の墨書が、調査区南東のＸ区とした区域のSI-216から出土している。この遺構も出土した土器類の年代観から８世紀末から９世紀初頭の時期のものと考えた。

Ⅳ　上三川町教育委員会調査12号竪穴住居跡出土漆紙文書

１．出土した12号竪穴住居跡について

町教育委員会調査12号竪穴住居跡から漆紙文書が出土していることが確認された。この漆紙文書は、土師器の坏の内側に貼り付いた状態で出土している。この遺物の収納されていたビニール袋の中には、乾燥して剝離した漆紙の小破片が数点存在していた。

町教委の報告書第39図６の土師器坏がこの遺物であり、土器の観察表の備考の欄には「茶色の付着物が見られる」と書かれており、報告者の目にも何かが付着していることは判っていたようである。

この12号竪穴住居跡は、先に述べた三方向に庇が付き南側に孫庇の付く大型の掘立柱建物跡と２×５間の総柱で倉庫風の掘立柱建物跡が確認されている区域から、東に80mに位置する。この竪穴住居跡は、東西約5.3m、南北4.8mの規模で、床面積は約25.4㎡である。遺構の掘り込みは確

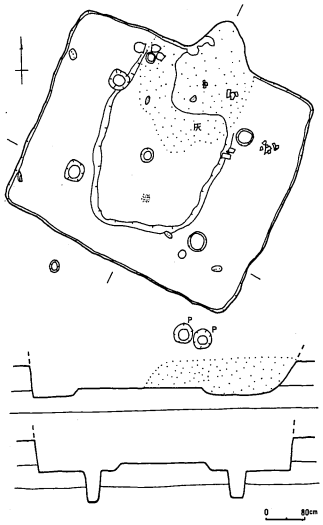

第13図　12号竪穴住居跡実測図

認面から床面まで約80㎝と深い。遺物の出土状態は写真が掲載されていないため十分な判断はできないが、遺構平面図と記載から推測すると北カマドの西側の袖部の外側付近から完形の甕類（土師器か）が４点まとまった状態で図示されており、ここから墨書土器も出土したと記載されている。また、カマド付近と北東柱穴付近からも土器の破片がまとまった状態で出土したようである。

報告書に図示されている土器は、13点でこのうち土師器坏３点と須恵器坏１点に墨書がある。漆紙が発見された第39図６の土師器坏と１から３の土器は、土器の内面の調整がナデとミガキの差はあるが同規模の法量で、この３点の土師器坏の底部外面には「三川」・「立麻呂」・「立麻呂」の文字が墨書されている。この墨書はこの遺跡を考える上で非常に重要な資料でもある。

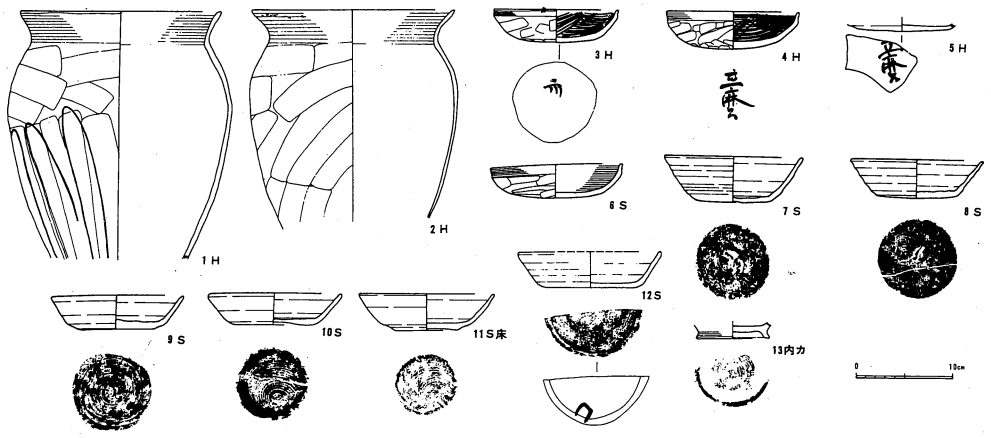

第14図　12号竪穴住居出土土器

また、図示されている須恵器坏が６点あるが、このうち39図７・８の坏は器形・胎土と底部切り離し調整などから益子窯跡群産で、谷津入・古ヶ原入窯併行期、９・10は同様の特徴から宇都宮窯跡産で広表窯併行期、12は三毳山麓古窯跡群産で三通窯併行期のものと推測される。この３地点の窯の操業期はいづれも８世紀後半から９世紀初頭頃と考えられ、共伴していたと推定される土師器坏４点もほぼ同時期のものと考えられる。

２．漆紙について

先にも述べたが、漆紙の発見された土師器坏は、遺物収納箱にビニールの袋に入って収納されていたが、乾燥して漆紙の膜は土器と剥離して１～３㎝前後の小破片になっている。このうち比較的残りの良い2.5×１㎝前後の破片に文字が文字記されている。判読できる文字は「卅」の一文字で、断片のため判読できないが、この文字の上にもう一文字記されている可能性も考えられ「□卅」となる。判読できた下方は欠損のため判読不能。判読できた文字が１文

字であるため、この漆紙が上三川町磯岡遺跡で出土したような具注暦なのか戸籍に相当する文書で紙背文書なのかは判らないが、今回の調査でも10点以上の漆の付着した土器が出土しており、SI-818からは漆の塊が土師器坏に入った状態で出土している（赤外線で観察したが文字は見えず紙の存在は確認できなかった）。また、SI-503出土の須恵器埦には、ハケ・ヘラ状のものに着いた漆を破損した体部の割れ口で扱いたために外面に垂れて流れた状態で漆が固まって出土した遺物もあり、この集落で漆を扱う作業が行われていたことも想定される。また、SE-659の井戸の底面に堆積した覆土中からはウルシ属の種子も出土しておりこの集落内あるいは近隣で、奨励作物であった漆が栽培されていた可能性も考えられる。

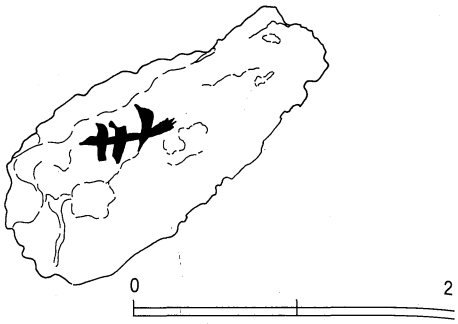

第15図　12号住居跡出土漆書実測図

Ⅴ　上三川町教育委員会調査223号竪穴住居跡出土墨書土器

１．墨書土器の出土した223号竪穴住居跡について

墨書土器の出土した223号竪穴住居跡は、町教委の調査区の中でも南西部に所在し、中央の低地に落ちてゆく東下がりの斜面に位置する遺構である。周辺には５～７軒程度の竪穴住居跡が確認されているが、ほぼ同時期の遺構と考えられる。これらの遺構群の南約50mのところには5.2×7.1mの大型の掘形をもつ33号井戸がほぼ同時期に掘られている。この竪穴住居跡は東西約５m、南北約3.5mの床面積約17.5㎡の規模である。遺構の平面図には、土器の出土状態の図が無いことから遺物はいずれも破片で、床面付近からの出土ではないとも推測される。図示されている遺物は３点で報告によるとこのほかに土師器甕の破片と須恵器対の破片がそれぞれ１点あると記されている。

２．「□厨二」の墨書土器について

墨書の記されている須恵器高台付坏は、第479図の２として掲載されている。墨書は底部外面に記されており、高台はすべて接合部から剥がれるように欠損している。底部外面の調整は切り離し後回転ヘラケズリが前面に施されている。色調は明灰色で、焼成は比較的良い。報告の胎土の記載には「微砂粒・長石を少し含む」と記されているが、微砂粒と白色針状物質（海綿骨針）が混入されていることが確認された。今回の調査で出土したおおよそ3000個体以上の須恵器を破片まですべて４回以上実見しているが、この白色針状物質の混入している胎土・色調の土器については、10点以下の破片であったと記憶している。このうちSI-509出土の高台付坏（県報告第182図13）は、茨城県木葉下窯跡群産のものと考えられる。この墨書土器が下野

国外の木葉下窯跡群産か南比企産かあるいは国内の那須郡産の須恵器かは底部の破片のみのため現段階では判断がつかない。

墨書は文字を正位に見た場合、底部の中心から右に寄った位置で、厨のがんだれの２画目の先端がちょうど底部の中心にかかるような位置で記されている。厨も二も文字のバランス、運筆も整然としており、当遺跡出土の墨書の中でも達筆の範疇に入るものである。肉眼でこの２文字を読み取ることはできるが、どうも厨の文字の上に墨痕のような痕跡が追えることから、赤外線カメラや赤外線フイルムを使用して観察してみると、くに構えとおぼしき筆跡が確認された。文字の配置は厨の文字からは若干左に寄った位置に配置されている。また、この文字のみ墨が薄いのことについても明確な回答は得られないが、左縦の一画目と横画から右縦に下がる二画目は運筆が認識できる。また、赤外線カメラで観察したときには、くに構えに見えたが、赤外線フイルムによる撮影写真では、くに構えとともに「内」のようにも観察できることを記しておく。

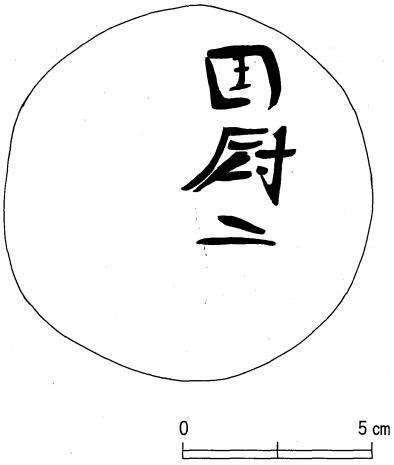

第16図　223号竪穴住居出土墨書実測図

国厨の墨書については平川南氏、高島英之氏が詳細な論考をまとめられておられ、出土例として全国で10遺跡、17点の例を報告しており、下野国府出土例などからも類例が明らかになっている。これを「内厨二」と判読した場合には、「河内厨二」の内厨二と推測されるが、下野国府出土の「寒川厨」、「□川厨」をはじめ近年東国で幾つかの出土例のある「郡名＋厨」の墨書に相当するものと考えられる。

Ⅵ　おわりに

本稿では、多功南原遺跡の調査で出土した文字資料の一部を紹介しただけで、紙幅を費やしてしまった。ここで全資料を総合的にまとめられるような内容の小さな資料ではなく、今後更に類例をあたった上で、考えなければいけないような問題を多く残した資料であるので、現段階では気付いた点のみを記しまとめとしたい。

SI-70出土の多数の文字が刻字された紡錘車については、その文字はいわゆる集落で出土する墨書土器に記されているような吉祥句の範疇では収まらない文字資料と考えられる。経典に記されているような徳の高い文字であるから一文字一文字は、単独で見れば吉祥句の範疇に入るかもしれないが、この文字を同一の人がほぼまとめて記したと考えれば、かなり知識・教養の高いレベルの人の手によるものと推測される。最近では、宮瀧交二氏がその論考の中で、仏

教思想を反映した絵画を有する紡錘車として４例をあげている。また、このような紡錘車についても本来の用途と異なる用いられ方を指摘している（宮瀧2000)。また、池田敏宏氏の指摘にあるように仏堂施設の問題や集落内から出土する仏教系の遺物の問題など（池田1999)を視点に入れつつ、多功南原遺跡を稿を改めて注目してみたいと考えている。

このほか、町教委調査時に２点の蛇紋岩製の紡錘車が出土しており、この時点で「蛇紋岩で作られた２個の原石を考えると、本遺跡周辺の地で採取は考えられず、その範囲を拡大して探れば秩父地方などがあげられ、改めて入手経路の問題も考察していかなければならない課題でもある。」と非常に重要な指摘がなされている。この石類については、青山俊吉氏が指導なされたと付記されているが、この後にこのような視点で県内出土の紡錘車を扱った論考は無い。近県では、この頃すでに群馬県と埼玉県北部を中心に井上唯雄氏によっても線刻のある紡錘車の石材と分布地域について論考が成されている（井上1987)。これらの特定の石材の流通の問題とそこに記された文字の問題等を踏まえて、県内あるいは周辺地域の類例と比較して再考しなければならないと考えられる。

「大郷長」の線刻のある紡錘車に記されている「郷長」・「郷家」の問題についても、既に井上尚明氏による一連の論考（井上　1989・91a・91b）や山中敏史氏の論考（山中1994）あるいは津野氏により「郷長」銘文字資料を出土する遺跡について詳細な論考が行われている（津野1991)。また、日本考古学協会1995年茨城大会で『地方官衙とその周辺』（日本考古学協会茨城大会実行委員会1995）や『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』（奈文研1998a)、『古代豪族居宅の構造と類型』（奈文研1998b)、大上周三氏の一連の論考（1988、1991、1994、1999）など全国規模あるいは、埼玉・神奈川などの地域を限定した優れた論考が多数成されているが、これらの論考を参考に別の機会にもう一度踏み込んで考えてみたい。

12号竪穴住居跡出土漆紙文書と223号竪穴住居跡出土墨書土器の問題についても、ここでは次のような指摘だけしか行えなかった。

三上善孝氏の具注暦の研究で指摘されているように「(前略）国に置かれている具注暦を郡の役人が書写した可能性」（三上2001）も指摘されており、茨城県鹿ノ子Ｃ遺跡出土の延暦九年の具注暦を巡っての解釈のように「郡で作成された戸籍が国府に上申され造籍終了後に廃棄され、その後工房に払い下げられ、工房において紙背を延暦九年の具注暦に使用され」たとされているような「郡家→国府→工房」のような紙の廃棄パターンと平川南氏の解釈のように、この戸籍の紙背文書である具注暦が「表裏とも一貫して郡家で作成され」その後工房で使用されたとの「郡家→工房」の２つの反故紙の廃棄パターンが想定されるが、当遺跡ではSI-404出土の宇瓦と多功遺跡（河内郡衙推定地）SD-2151出土瓦片が遺跡間で接合しており、当遺跡と郡衙が密接な関係であったことが推測され、「郡家→工房」の廃棄パターンも納得される。ま

た、223号竪穴住居跡出土墨書土器の記載が「内厨二」の場合、河内郡家の厨所属の二の土器ないしは、河内郡家の2号厨かを指す墨書と推測するとこの墨書からも当遺跡と郡衙の密接な関係があった可能性を考えてしまう。

また、「國厨二」の墨書と判読した場合、「國厨の饌」の供される場に出席できる層がこの集落と関わっていたか、国司の部内巡行に際して国司が立ち寄り饗宴の開かれた場あるいは立ち寄る場に出席できるような人物がこの集落と関わりを持っていたと考えると国府とこの集落との関係も否定できず「郡家→国府→工房」の反故紙の流れも一概に否定できない。このような、視点でも更なる検討が必要である遺跡である。

多功南原遺跡は文字資料、土器の流通、遺構の分布、集落の形成、大型遺構群、特殊土坑への土器の一括廃棄の問題など視点を変えれば古代下野国の集落において考え得る問題点を多く示してくれる遺跡である。筆者もこの遺跡の調査に携われたことは何事にも変えることのできない宝であり、十分に報告の責を果たせなかったことは悔やまれることである。機会のある限り多功南原遺跡については言及を続けたい。

文末ではあるが、今回の資料の再調査を快諾してくださった秋元陽光氏、文献収集に際してご協力くださった内山敏行氏、刻字のある紡錘車について貴重な御助言を賜った東野治之氏、田熊清彦氏の四氏に心から感謝の意を表したい。

参考文献

大上周三　1989「奈良・平安時代の掘立柱建物について－相模地域を中心に－」『青山考古』第7号

大上周三　1991「古代集落の建物群類型について－相模地域を中心に－」『神奈川考古』第27号

大上周三　1994「古代本郷遺跡の一特質」『考古論叢神奈河』第3集

大上周三　1999「大型建物群の性格について」『古代の大型建物群－役所か邸宅か』記録集　㈶かながわ考古学財団

池田敏宏　1999「仏堂施設における瓦塔出土状況について（素描）－土浦市根鹿北遺跡出土瓦塔をめぐって－」『土浦市立博物館紀要』第9号　土浦市立博物館

井上尚明　1989「古代集落の再検討－郡衙・郷家・一般集落－」『研究紀要』第5号　㈶埼玉県埋蔵文化財調査事業団

井上尚明　1991「郷家に関する一試論」『埼玉考古学論集』　㈶埼玉県埋蔵文化財調査事業団

井上唯雄　1987「線刻をもつ紡錘車－群馬県における事例を中心として－」『古代学研究』115号　古代學研究會

菅原祥夫　1996「陸奥南部における富豪の輩の成長」『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』奈良国立文化財研究所

高島英之　2000『古代出土文字資料の研究』東京堂出版

田熊清彦　1999「漆紙文書」『東谷・中島地区遺跡群　№1　磯岡遺跡（Ⅰ区）』　栃木県教育委員会・

㈶栃木県文化振興事業団
津野　仁　1991「遺跡からみた郷長の性格－茨城県大塚新地遺跡の検討を中心として－」『大平臺史窓』第10号
仲山英樹　1988「星の宮ケカチ遺跡の検討」『栃木県考古学会誌』第10号
奈良国立文化財研究所　1998ａ『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』研究集会の記録
奈良国立文化財研究所　1998ｂ『地方豪族居宅の構造と類型』発表要旨と資料集
平川　南　2000『墨書土器の研究』吉川弘文館
前沢輝政他　1985『多功南原遺跡』上三川町教育委員会
三上善孝　2001「古代地方社会における暦」『日本歴史』第633号　吉川弘文館
宮瀧交二　2000「日本古代の民衆と「村堂」」『村の中の古代史』岩田書院
山口耕一他　1999『多功南原遺跡（奈良・平安時代編）』　栃木県教育委員会

挿図出典

第１図　（山口耕一他1999）に一部加筆
第２・３・４図　（山口耕一他1999）
第９・10・11図　（前沢輝政他1985）
図版１～４の写真は小川忠博氏撮影

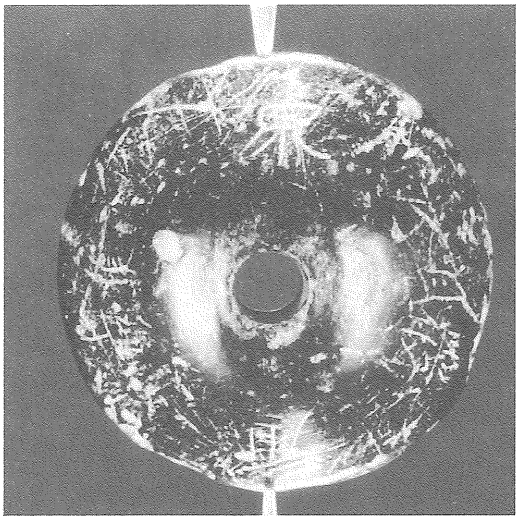

図版１　SI-70出土の刻書のある紡錘車(平坦面)

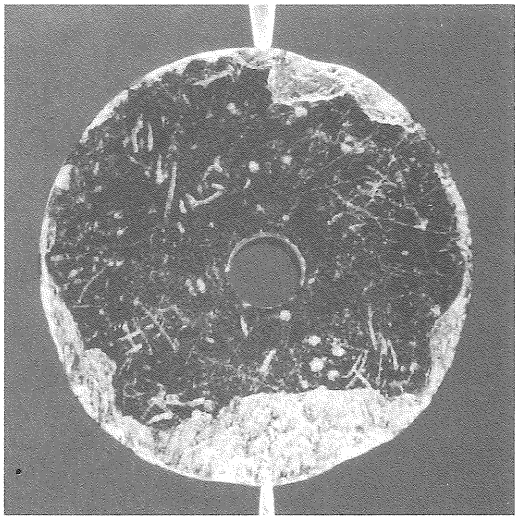

SI-70出土の刻書のある紡錘車（凸面）

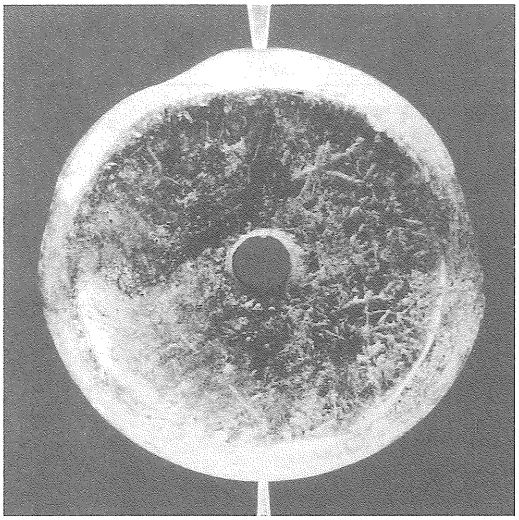

図版２　44号竪穴住居跡・出土の線刻のある紡錘車（平坦面）

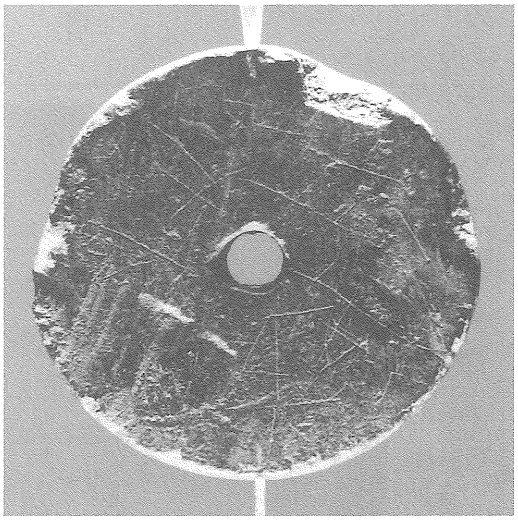

44号竪穴住居跡・出土の線刻のある紡錘車（凸面）

図版３　12号竪穴住居跡出土の「漆紙文書」

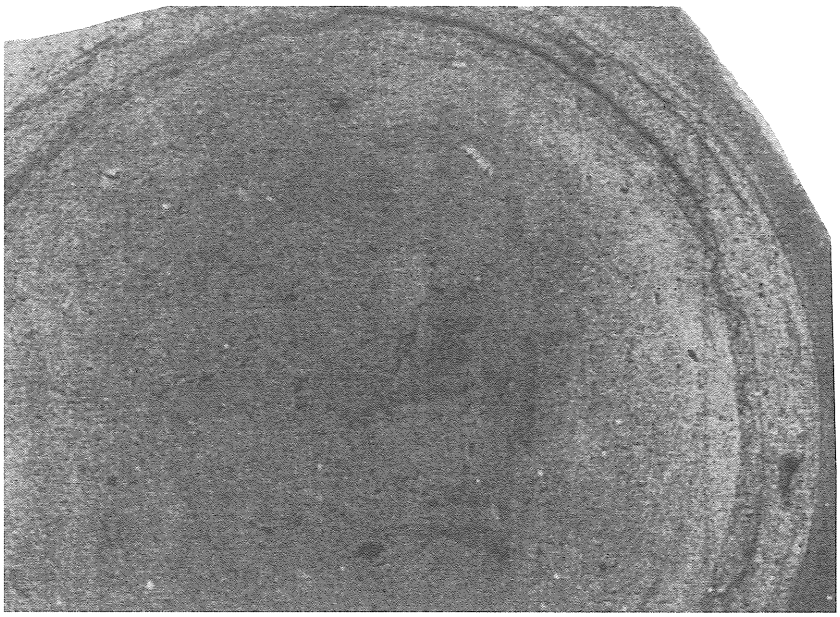

図版４　223号竪穴住居跡出土の「□厨二」墨書